

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 建築住宅課

法令名	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律			法令番号	平成27年法律第53号		
手続名	建築物エネルギー消費性能適合性判定			根拠条項	第12条第3項		
審査基準	<p>○ 建築物エネルギー消費性能基準 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号））</p>						
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間 14日
						標準経由期間 日	